

（令和 6 年分）

収 支 報 告 書

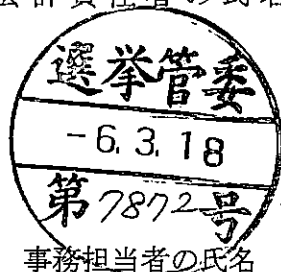
（ ふ り が な ） おちあいかつじこうえんかい

1 政治団体の名称 落合勝二後援会

2 主たる事務所の所在地 浜松市中央区上島2-13-17

3 代表者の氏名 梶野完治

4 会計責任者の氏名 加藤悦子



R6年解散
高木一洋

事務担当者の氏名

（ 電 話 番 号 ） 053-474-2145

政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | ☒ その他の政治団体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☐ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|--------------------------------------|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|----------------------------|
| ☐ 有 |
| ☐ 無 |
| 公職の種類 _____ |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 _____ |

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者の氏名 _____ |
| 公職の種類 _____ |

資金管理団体の指定の期間

平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

入力済

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額		十億	百万	千	円
		220,207			
(前年からの繰越額)		220,207			
(本年の収入額)		0			
支 出 総 額		0			
翌年への繰越額		220,207			

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	十億 百万 千 円 0
員 数	人 0

(2) 寄 附					
ア 寄附（イを除く。）の区分	金	額			備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		十億	百万	千 円	
				0	
(うち特定寄附)（内書）					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					0
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附					0
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)= ア					0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)（内書）					
イ 政党匿名寄附					0
合 計 (ア + イ)					0

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑して下さい。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6年 3 月 13 日

政治団体の名称 : 落合勝二後援会

会計責任者の氏名 : 加藤悦子



（解散届と併せて提出する時のみ記入）

（代表者の氏名 : 梶野完治



※ 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。

※ 解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は